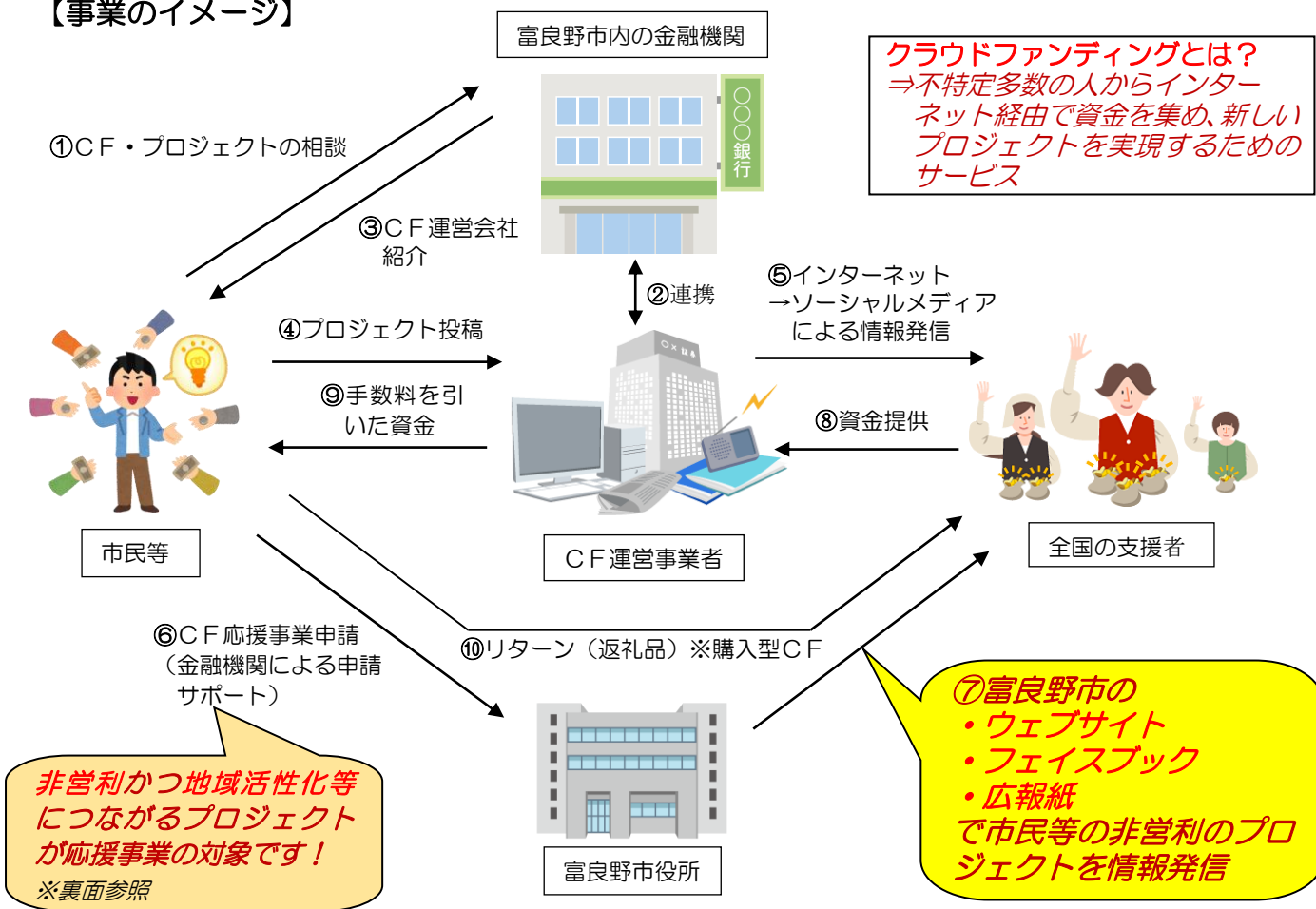


富良野市 クラウドファンディング 応援事業のお知らせ

市民等の協働による活動を推進するため、市民等がクラウドファンディング（CF）を活用し、地域活性化等につながる非営利のプロジェクトに対して、市はそのプロジェクトを応援し、ウェブサイトや広報紙等の情報発信による行政サービスをスタートします。

【事業のイメージ】



※非営利のプロジェクトとは、プロジェクトによる売上等から必要経費を引いた利益を個人、組織の代表者又は構成員（会員・協力者など）に分配しないで、活動目的のための費用に充てることを指します。

※金融機関は、旭川信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、空知商工信用組合の富良野支店となり、金融機関を経由したCFのプロジェクト投稿に限り、応援事業の対象となります。

※CF運営事業者の審査等により、CFによるプロジェクト投稿ができない場合もあります。

※応援事業の対象となるCFは、支援者にその対価として物品やサービスの返礼品を渡す購入型CFまたは返礼品を渡さない寄付型CFに限りです。

※CF応援事業実施要領の要件等に適合しない場合は情報発信できないこともあります。

富良野市クラウドファンディング応援事業により・・・

⇒CF運営事業者の情報発信に加え、市からの情報発信により、多くの方（支援者）にプロジェクトを知ってもらい、共感を高めることができます。

（注）市は資金調達の成功を請け負うもの及び確約するものではありません。

（注）市は市民等と支援者との間で生じたトラブルに一切責任を負いません。

富良野市クラウドファンディング応援事業の対象要件や申請手続きについて（要領抜粋）

【市民等】

- 1 市内に在住する個人でクラウドファンディング企画実施にあたり協力者が複数名いるもの
- 2 市内に事務所を有する任意又は法人格のある団体であって、代表者が明らかなもの
- 3 市内に本社、本店又は事務所を有し、CSR（企業の社会的責任）活動など、直接本業とは関係無い非営利のプロジェクト【例：メセナ活動】に取り組もうとする事業所（中小企業者・小規模企業者に限る）であって、代表者が明らかなもの
- 4 市が事務局を務める団体

【対象とならない市民等】

- 1 暴力団等、反社会的勢力に所属あるいは密接な関係を有する者
- 2 公序良俗に反する活動を行っている者
- 3 20歳未満であって、親権者の同意を得ていない者
- 4 市税を滞納している者

【対象プロジェクト】

- 1 本市の地域活性化等に際して、非営利のプロジェクトと認められるものであって、以下のいずれかに該当するもの
 - (1) 商工業の振興又はまちの賑わい作りに効果が見込まれるもの
 - (2) 観光の振興に効果が見込まれるもの
 - (3) 農林業の振興に効果が見込まれるもの
 - (4) 福祉の増進や教育、スポーツ環境の向上が見込まれるもの
 - (5) 移住・定住促進の効果が見込まれるもの
 - (6) 地域コミュニティ機能の強化が見込まれるもの
 - (7) その他、富良野市総合計画に基づく基本計画及び個別計画等の市の計画と整合的であり、本市における地域活性化等に資すると認められるもの
- 2 活動実施に必要な関連法規に規定する許認可等を得ていること、又は得る予定であること
- 3 プロジェクトが成立した場合、調達した資金の取扱いについて税法上の手続きを適切に行うこと
- 4 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象とならない
 - (1) 単なる売名行為が目的であること
 - (2) 宗教の普及及び政治的活動が目的であるもの
 - (3) 達成の可能性が著しく低いもの
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) 法令、条例に違反するもの

【申請手続き】

- 1 市民等は、購入型または寄付型クラウドファンディングを利用した資金調達を計画したら、金融機関（旭川信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、空知商工信用組合の富良野支店）にプロジェクトの内容等を相談の上、業務提携しているクラウドファンディング運営事業者（クラウドファンディング）にプロジェクト投稿の審査等を受けるものとする
- 2 金融機関は、クラウドファンディング運営事業者によるプロジェクト投稿審査等を終えて、プロジェクト掲載が開始され、要件に適合する見込みがあるプロジェクトと判断した場合、市民等に対して本事業の申請書提出のサポートをするものとする
- 3 市は、市民等から本事業の申込みがあった際は、次の各号に掲げる書類の提出を求め、実行者及びプロジェクトが、要件に適合するかどうか審査するものとする
 - (1) 富良野市クラウドファンディング応援事業申請書（様式第1号）
 - (2) 事業概要書（様式第2号）
 - (3) 誓約書（様式第3号）
 - (4) 個人又は代表者が20歳未満にあつては同意書・確認書（様式第4号）
 - (5) その他、市長が必要と認める書類
- 4 市は、事務に際し必要がある場合は、市民等や金融機関からプロジェクトの概要について聴取することができる
- 5 審査の結果、適合すると認められる場合、市は、ウェブサイトや広報紙等で、情報発信による応援を行うものとする

お問い合わせ

富良野市企画振興課（弥生町1番1号）	39-2304
旭川信用金庫 富良野支店（日の出町10番2号）	23-6551
北洋銀行 富良野支店（日の出町4番16号）	23-2171
北海道銀行 富良野支店（日の出町5番10号）	23-2161
空知商工信用組合 富良野支店（幸町3番8号）	23-5101